

法務省民二第461号
平成22年3月19日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

登記識別情報を記載した書面の登記識別情報を記載した部分が見えないようにするシールのはがれ方が不完全であることにより登記識別情報が読み取れない状態になった場合の登記識別情報の再作成に係る事務処理について（依命通知）

標記の場合の事務処理については、本日付け法務省民二第460号民事局長通達「登記識別情報を記載した書面の登記識別情報を記載した部分が見えないようにするシールのはがれ方が不完全であることにより登記識別情報が読み取れない状態になった場合の登記識別情報の再作成について」（以下「通達」という。）が示されたところですが、具体的な事務処理については、下記のとおり取り扱うこととしますので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第1 登記識別情報の再作成の申出があった場合の取扱い

1 登記識別情報の再作成の申出の方法

通達による登記識別情報の再作成の申出の方法は、当該登記識別情報に係る登記の登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人（以下「申出人」という。）又はその代理人以下、申出人とその代理人を併せて「申出人等」という。）が、申出書、シールのはがれ方が不完全である登記識別情報を記載した書面（以下「登記識別情報通知書」という。）の原本及びその他の添付書面（以下、申出書、登記識別情報通知書及びその他の添付書面を併せて「申出書等」という。）を直接登記所に提出する方法又はこれらを送付の方法により登記所に提出する方法による。

2 登記識別情報の再作成の手続

登記官は、登記識別情報の再作成を行う場合には、職権により当該申出に係る既に作成されている登記識別情報の失効の手続を行った上で、職権により登記識別情報の再作成の手続を行う。

3 登記識別情報の再作成の申出の受付処理等

(1) 登記官は、登記識別情報の再作成の申出書の提出があった場合には、申出書の用紙の表面の余白に不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号通達。以下「準則」という。）別記第46号様式及び別記第47号様式若しくは別記第48号様式による印判を押印し、該当欄に申出の受付の年月日及び受付番号を記載し、又は別記第49号様式若しくは別記第50号様式による申出の受付の年月日及び受付番号を記載した書面をはり付ける。

なお、受付番号は、1年ごとに更新する。

(2) 登記官は、3の(1)の処理をしたときは、直ちに、登記識別情報失効申出書類つづり込み帳に受付年月日、受付番号、土地・建物の別、不動産所在事項及び申出人の氏名を記載しなければならない。

(3) (1)により押印した印判又ははり付けた書面には、受付、調査、校合をしたごとに該当欄に取扱者が押印する。

4 申出人等の本人確認等

- (1) 登記官は、登記所において登記識別情報の再作成の申出を受けた場合には、準則第37条第5項の規定に準じ、身分証明書等の文書の提示を求める方法により、当該申出人等が登記識別情報の再作成の申出をすることができる者であるか否かを確認した上で、再作成の手続を行う。この場合には、当該申出人等の了解を得て、当該文書の写しを作成し、当該申出に係る申出書等とともに登記識別情報失効申出書類つづり込み帳につづり込む。ただし、了解を得ることができない場合にあっては、文書の種類、証明書の番号その他文書を特定することができる番号等の主要な記載内容を申出書に記載する。
- (2) 登記官は、申出人等から送付の方法により登記識別情報の再作成の申出を受けた場合には、申出書及びシールのはがれ方が不完全である登記識別情報通知書の原本とともに送付された身分証明書等の文書の写しにより、登記識別情報の再作成の申出をすることができる者からの申出であるか否かを確認した上で、再作成の手続を行う。
- (3) 登記官は、登記識別情報の再作成の申出を受けた場合には、当該申出に係る登記識別情報通知書が通達の第1に記載された再作成の対象となる登記識別情報通知書であることを確認する。
- (4) 登記官は、必要な添付書面が添付されていないことなどの理由により、申出人等の本人確認ができない場合には、申出書等を返戻する。この場合には、申出書の写しを登記識別情報失効申出書類つづり込み帳につづり込むとともに、同つづり込み帳の目録の「備考」欄に申出書等を返戻した旨を記載する。
- (5) 登記官は、申出書等を返戻する場合には、返戻する方法を申出人等に確認の上、次に掲げるいずれかの方法により、申出人等に対して申出書等を返戻する。

ア 登記所において返戻する方法

登記官は、申出書等を登記所において返戻する場合には、申出人等に、登記識別情報失効申出書類つづり込み帳の目録の「備考」欄に押印してもらうことにより申出書等を受領した旨を明らかにした上で、返戻する。

イ 送付の方法により返戻する方払

登記官は、申出書等を送付の方法により返戻する場合には、申出人等からの申出に基づき、規則第63条第4項の規定に準じた方法により返戻する。

なお、代理人に対して送付の方法により返戻する場合において、当該代理人が登記の申請の代理を業とすることができる代理人（以下「資格者代理人」という。）であるときは、規則第63条第5項の規定に準じた方陰により返戻することができる。

第2 再作成した登記識別情報の通知

1 再作成した登記識別情報を通知するときの取扱い

- (1) 登記官は、登記識別情報通知書を登記所において交付する場合には、申出人等に申出書を受領印を押印してもらうこととされているが、その交付に当たっては、第1の4の(1)に準ずる方法により受領する者が申出人等であることを確認した上で、交付するよう特に留意する。
- (2) 登記官は、送付の方法により登記識別情報通知書を交付する場合には、申出書等をつづり込む登記識別情報失効申出書類つづり込み帳の目録の「備考」欄に送付の方法により交付した旨を記載する。

2 登記識別情報通知書を送付の方法により交付するときの経費

申出人等からの申出の方法に従って、規則第63条第4項又は第5項に規定されて

いる送付の方法により登記識別情報通知書を交付する場合に係る経費は、登記所が負担する。

3 受取人不明等により登記識別情報通知書が返戻されたときの取扱い

送付の方法による登記識別情報通知書の交付の申出があった場合において、登記識別情報通知書を送付したにもかかわらず、受取人不明等により返戻されたときは、当該登記識別情報通知書は、規則第64条第1項第3号の規定に準じ、登記識別情報の通知を要しなくなるまでの間、厳重に管理しなければならない。この場合には、当該期間が経過するまでに登記識別情報通知書の交付の求めがあったときは、当該登記識別情報通知書を交付して差し支えない。

第3 資格者代理人による登記識別情報の再作成の申出及び受領の方法等

(1) 資格者代理人が代理人として登記識別情報の再作成の申出書を提出するとき又は登記識別情報通知書の交付を受けるときの資格者代理人の身分証明書は、当該資格者代理人が所属する司法書士会若しくは土地家屋調査士会が発行した会員証又は弁護士会が発行した身分証明書で差し支えない。

(2) 登記官は、資格者代理人の補助者が使用者として登記識別情報の再作成の申出書を提出するとき又は登記識別情報通知書の交付を受けるときは、当該資格者代理人の身分証明書等の文書の写しの提示と併せて当該補助者の補助者証及び特定事務指示書の提示を受ける。

この場合には、当該補助者の了解を得て、当該文書の写しを作成し、当該写しを当該申出に係る申出書等とともに登記識別情報失効申出書類つづり込み帳につづり込む。ただし、了解を得られない場合にあつては、資格者代理人及び補助者の氏名並びに資格者代理人の身分証明書等、補助者証及び特定事務指示書の番号その他文書を特定することができる番号等の主要な記載内容を申出書に記載する。

第4 登記識別情報の再作成の申出に関する書類の保管等

登記官は、登記識別情報通知書を交付した場合には、申出書等一切の書類を登記識別情報失効申出書類つづり込み帳につづり込む。この場合には、登記識別情報失効申出書類つづり込み帳の目録の「備考」欄に申出により登記識別情報を再作成した旨を記載する。なお、送付の方法により交付した登記識別情報通知書で受取人不明等により返戻されてから3か月以上経過したものについては、当該申出書類関係書類の末尾につづり込むとともに、その旨を目録の「備考」欄に記載する。

第5 その他

首席登記官は、登記識別情報の再作成の申出により登記識別情報の再作成を行った場合には、当分の間、別記様式により、四半期ごとに、当職あて報告する。